

平成25年9月に発生した突風等被害に対する災害義援金  
および災害寄付金の取扱いについて  
—埼玉県北葛飾郡松伏町における災害義援金および災害寄付金—

平成25年9月2日に発生した竜巻により、埼玉県北葛飾郡松伏町に甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

信用金庫業界では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により災害義援金および災害寄付金の受付をいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

埼玉県北葛飾郡松伏町

(さいたまけん きたかつしかぐん まつぶしまち)

お客さまの災害義援金および災害寄付金は被災地域の信用金庫がとりまとめ金融機関となり、直接、地方公共団体に寄付されます。振込依頼書には、必ず送付先「埼玉県北葛飾郡松伏町（竜巻災害義援金）」または「埼玉県北葛飾郡松伏町（竜巻災害寄付金）」をご記入ください。

(注) 義援金は被災者の生活支援のため、寄付金は町の災害復旧事業の財源に充てられます。

2. お取扱期間とお振込先

平成25年9月18日（水）～平成25年12月16日（月）

寄付先	災害義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号	口座名義人
埼玉県 北葛飾郡 松伏町	城北信用金庫 松伏支店	232	普通	0153896	松伏町竜巻災害義援金 会計管理者 鈴木則子
埼玉県 北葛飾郡 松伏町	城北信用金庫 松伏支店	232	普通	0153919	松伏町竜巻災害寄付金 会計管理者 鈴木則子

3. 振込手数料

無料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》  
地方公共団体が発行する領収書が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。  
お申出のありました方には、地方公共団体から後日、直接領収書が郵送されます。

※詳しくは信用金庫の窓口にてお尋ねください。

以上